

松浦市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月5日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 会計課

3 監査の期間 令和2年1月6日から24日間

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（令和元年11月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 文書管理事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する事務が適正に行われているか。
- (3) 修繕及び委託に係る事務が適正に行われているか。
- (4) 公有財産管理事務が適正に行われているか。
- (5) 公用車の管理事務が適正に行われているか。
- (6) 支出に係る審査等が適正に行われているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・割り印の方法、枝番の取り方等文書件名簿への登載方法が適正でないものが多数あった。平成30年5月10日付総務課事務連絡「適正な事務の執行について」に則り適正に事務を行われたい。

(2) 文書発送簿について

- ・概ね適正に処理されていた。

(3) 被服貸与簿について

- ・適正に処理されていた。

(4) 備品保管簿及び備品保管状況について

- ・適正に処理されており、保管状況も抽出確認の結果、全て備品保管簿と一致した。

(5) 出張命令書等について

①出張命令書（控）

- ・令和元年5月1日以降の命令にもかかわらず、平成31年度予算となっていた。
- ・出張期間の日数が記入されていないものがあった。

②出張復命書

- ・適正に処理されていた。

③市内出張命令簿

- ・費用弁償で支出する案件で、市内出張命令簿を作成していた。

④市内出張旅費請求書

- ・利用区間欄で「港」と記載されているものがあつた。港の名称を記載されたい。
- ・費用弁償請求書を「市内出張請求書」としていた。

(6) 時間外等勤務命令簿（控）について

- ・概ね適正に処理されていた。

(7) 委託契約事務について

- ・1者随意契約を行う場合、実施伺に1者選定の理由を付してあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものが見受けられた。契約方法については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第○号の規定により随意契約とする」等の理由に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随契とする」旨を併記されたい。
- ・契約書（請書）を作成していないものがあつた。委託料は基本的に契約書又は請書の作成が必要である。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

(8) 修繕契約事務について

- ・2者以上の見積依頼を文書で行っていないものがあつた。
- ・見積依頼の際に文書番号を附番せず発出していた。
- ・見積結果一覧表を作成していないものがあつた。
- ・起案用紙において施行日の記載がないものが多数あつた。
- ・50万円以下の1者随意契約において、根拠規定が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号となっていたが、1号根拠が優先されるため、根拠規定は第1号とされたい。
- ・請書に印紙の貼付がないものがあつた。
- ・修繕の請書において、物品と記載されているものがあつた。

(9) 請負工事契約事務について

- ・適正に処理されていた。

(10) 行政財産の使用許可について

- ・起案用紙に使用許可の根拠規定及び使用料の算定根拠が記載されていないものが多数あつた。
- ・目的外使用許可の決裁において、起案用紙に貸付期間、貸付料と記載されているものがあつた。
- ・使用許可申請書に位置図等の添付がないものがあつた。行政財産は、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定められており、設置場所が示されていなければ許可の判断ができないことから、新規、更新にかかわらず、申請書には必ず位置図等の添付を求めるべきである。
- ・減免申請書の提出若しくは申請書に減免を受けたい旨の記載が無いにも関わらず、減免しているものが多数あつた。
- ・財務規則第110条の規定により、使用許可をする場合には条件を付さなければならないとなっているが、使用許可書の控を見る限りにおいて、使用許可条件が付されていないあつた。許可書の控は、相手方に交付した内容全てを複写して保管しておくべきである。
- ・土地（宅地）の評価額については、地価公示価格等の7割を目安に評価されており、時価相当額の算定においては当該宅地の評価額を0.7で割り戻して算定すべきものとするが、庁舎の使用許可において、建物として使用許可しているにも拘わらず、建物の評価額を0.7で割り戻して時価相当額としている理由を説明されたい。
- ・庁舎1階に設置してある庁舎案内付地図案内板の使用料12万円の根拠については、過去の起案文書においても「市長の了承を得ている」とのみ記載されているものの、当該市長決裁文書は保存されておらず、使用料算定の経緯や根拠が不明である。文書管理は

適正に行われたい。

なお、庁舎案内付地図案内板の設置については、庁舎において事務事業などの用に供していない空きスペースの有効利用であり、地方自治法第238条の4第2項第4号に該当するものであることから、期間を設定しての貸付も検討できると考える。

- 行政財産使用料条例第3条では「使用料は、別表の規定により算定した額とする。」と規定しているが、別表には土地と建物の使用料のみ規定されており、電柱類や地下埋設物等の使用料についての定めが無いことから他の例規や法令等の規定を準用して使用料を算定している状況にあるが、県内各市の使用料条例には電柱類や地下埋設物等の使用料について規定されている。

また、本市の条例では使用料は年額で定めることとなっており、使用期間が1年又は1月に満たない場合の月割・日割計算や使用面積が1㎡未満の場合の端数計算の方法なども定められていないことから、行政財産使用料条例の整備を検討されたい。

(11) 普通財産の貸付について

普通財産の貸付状況について抽出検査した結果、次のとおり不備な点が見受けられたので、見直しを図ると共に、今後の事務処理にあたっては、例規に基づき、确实、適正な財産貸付事務を行うよう徹底されたい。

- 松浦市普通財産貸付料算定要綱第4条第1項に規定する「電気通信事業法施行令第5条第1項」の準用規定は、「電気通信事業法施行令第8条第1項」の誤りであるので、同要綱を改正されたい。
- 貸付の契約締結起案に貸付根拠規定の記載の無いもの及び貸付料算定の根拠規定の記載が無いものがあった。
- 契約書に収入印紙の貼付が無いものがあった。
- 減免申請や減免の意思表示が無い者を減免していた。
- 貸付料の算定誤りや算定根拠が不明確な事案が多く見られた。

(12) 公有財産の管理（増減）状況について

- 行政財産のまま有償譲渡している案件があった。（鍋串漁港分譲地）
- 行政財産のままの譲渡や財産の移動に係る報告漏れ等はこれまでも散見されたため、行政財産と普通財産の取扱いについて、庁内への周知を徹底されたい。

(13) 所管施設の管理状況について

①原区集落センター

- 白蟻駆除の実施により、白蟻被害の拡大は免れたとはいえ、白蟻被害による施設の老朽化が相当に進んでいることから、今後も計画的に修繕工事を実施されたい。
- 令和元年6月に施工された白蟻駆除については、修繕による事務処理が行われているが、修繕の伴わない単なる駆除であれば手数料ではないのか、白蟻駆除における今後の支出区分について明確にされたい。

②北久保玄道寺（旧長醫邸）

- 屋根からの漏水等による施設の老朽化が進んでおり、現状のままでは危険家屋にもなりかねないため、関係課協議により施設の活用方針を早期に決定し、方針に沿った施設の維持管理を行われたい。

(14) 物品・役務に係る契約状況について

- 契約関係文書の保存年限について、起案文書記載の保存期間と個別フォルダ記載の保存期間に相違が見られた。文書管理規程等を確認のうえ整理されたい。
- 入札辞退届の無いものがあった。入札通知には「入札参加を辞退する場合は前日までに同封の辞退届にて連絡する。」旨が記載されており、また、入札についてはその顛末を明らかにしておく必要があることから、入札の辞退があった場合は口頭連絡によらず辞退届の提出を求められたい。

- ・ 辞退届に受付印が押印されていなかった。
- ・ 契約保証金を免除した案件において、免除の理由、根拠等が起案文書に記載されていないため不明なものがあった。財務規則第91条に基づき、入札通知には契約保証金の免除要件を記載しているが、免除とした理由、根拠等について説明されたい。

(15) 公用車及び運行日誌について

① 公用車

- ・ 集中管理分公用自動車については、相当に古いもの、過走行のもの及び購入年の偏りが見られるため、計画的な入れ替えに努められたい。
- ・ 公用車の使用許可については、現状の使用許可方法や関係様式の一部が松浦市庁用自動車管理規程と異なっているため、同規程の見直しを行われたい。

② 運行日誌

- ・ 乗車前後車両点検のチェックが無いものが多数あった。
- ・ 運行時間、運行目的、走行距離等の記載がないものが多数あった。車両点検と日誌への記載を必ず行うよう指導していただきたい。

(16) 証憑書類について

2 款総務費の10月分を抽出検査した結果、次のとおり不備な点が見受けられたので、会計事務の周知を図られると共に、支出処理にあたっては、確実に帳票等の内容確認を行った上で事務処理にあたられたい。

① 旅費関係

- ・ 旅費の算定が誤っているものがあった。
- ・ 出張命令書の記載誤りや記載漏れが多く見られた。
- ・ 市内出張旅費請求書の記載誤りが見られた。
- ・ 嘱託職員への市内出張旅費の支出において、請求書様式の誤りがあった。

② 需用費関係

- ・ 修繕後の請求書の受領遅れがあった。
- ・ 物品購入伺兼請求書の記載誤りがあった。
- ・ 請求書に請求日の記入が無いものがあった。

(17) コンビニ収納について

地方税の私人への収納事務委託については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、松浦市コンビニエンス収納事務委託契約を締結して実施されており、同条第3項には「会計管理者は、委託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されているが、聞取りによれば実施されていない。

同条第5項に基づき、検査結果の報告を求めるので、検査を実施されたい。

6 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を令和2年2月21日(金)までに文書により報告されたい。